

羽幌特別地域気象観測所 エアコン更新工事仕様書

令和7年9月
旭川地方気象台

1 件名

羽幌特別地域気象観測所局舎エアコン更新工事

2 目的

本工事は、羽幌特別地域気象観測所における老朽化したエアコンを更新し、観測室室内環境を良好に維持することによって、観測通信機器の正常・安定的な運用に資することを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、羽幌特別地域気象観測所における工事について規定するものである。

4 工事種類

エアコン更新 一式

5 工事完了期限

令和7年12月26日

6 作業実施場所

所在地（住所） 苫前郡羽幌町南3条4丁目1番地1 羽幌特別地域気象観測所

7 連絡先

[施工に関すること]

〒078-8391 旭川市宮前1条3丁目3番15号（旭川合同庁舎 東館6階）

旭川地方気象台 主任技術専門官 電話番号：0166-32-6367

[契約に関すること]

〒060-0002 札幌市中央区北2条西18丁目

札幌管区気象台 総務部会計課第二契約係 電話番号：011-611-6168

8 監督

（1）監督職員は、作業内容が本仕様書に適合しているか否かについて、監督を行うものとする。

（2）監督職員は、作業の進捗状況や提出書類の内容に関して、補足説明や補足資料の要求を行なうことができる。受注者は、その説明及び資料の提出について、監督職員の指示に従うものとする。

（3）本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、受注者は速やかに監督職員と協議すること。

9 検査

本件作業の完了時に、検査職員により検査を実施するものとする。検査は、契約書及び本仕様書に適合するか否かについて、検査職員が判定するものとする。

10 提出書類

提出書類の種類、期限等は下記のとおりとすること。

(1) 工程表

作業工程表を契約後 7 日以内に 1 部、監督職員に提出して承認を受けること。

(2) 作業日報

受注者は作業日報（様式：別紙 1）を 1 部、監督職員に提出すること。

(3) 写真

本工事作業の状況を写真に納め、説明を付してアルバムに取りまとめたうえ、工事完了後すみやかに監督職員に提出すること。

なお、写真についてはデジタルカメラによる撮影現象（印刷）物の提出でも可とする。

(4) マニフェスト

本工事により処分した機材等に関する産業廃棄物管理票の写しを工事完了後すみやかに監督職員へ 1 部提出すること。

(5) フロンガスの回収・充填にかかる証明書

本工事で回収・充填するフロンガスについて、回収証明書および充填証明書を 1 部ずつ、監督職員に提出すること。

(6) 施工図等

施工図等を、本仕様の施工に先立ち 1 部作成し、監督職員の承諾を得ること。

(7) 完成図

完成図は設置した機器等の配置図を含むものとし、1 部を工事が完成している場合に監督職員に提出すること。

11 連絡及び指示事項

(1) 本仕様書に記述していない日本国の法律、政令、省令及びその他の規則類の制約を受けるものについては、その規則に従うこと。作業終了後、これらの規則に抵触することが判明した場合は、速やかに対処すること。

(2) 受注者が作業の実施にあたって既存の施設、物品及び他の施設、物品に損傷を与えた場合は、受注者側において速やかに修復すること。

(3) 本工事に伴う一切の危険防止については、受注者側においてその責を追うものとする。

(4) 受注者は、作業内容及び作業時間等について、事前に監督職員と打合せること。

(5) 本作業にあたり、本仕様書の規定を超える工事等が必要と判断した場合は、監督職員と協議のうえ処分方法を定めるものとする。

(6) 本仕様書に明記されていない事項であっても、受注者側において当然なすべき事は、監督職員の了解のもとに実施すること。

(7) 労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

12 契約不適合責任

工事完了後、1年以内に本作業の欠陥が原因と認められる故障が発生した場合、受注者は無償で修理又は新品と交換しなければならない。

ただし、天災地変、不可抗力及び取扱者の責による場合はこの限りではない。

13 工事仕様

各種工事を以下のとおり行うこと。設置等に必要となる工具、固定用金具、部材等はすべて受注者が負担すること。

(1) 既設エアコン一式の撤去（別紙2、図1、図2）

ア. 既設エアコン一式（室内機、室外機、室外機配管用部材等、室外機架台、保護カバー、排水ドレン管、及びリモコン等）について撤去すること。

イ. 撤去により生じたダクト及び壁穴・床穴については埋塞・補修等を行ったのち防水処理を施すこと。

・撤去エアコン機種 室内機：三菱 MSZ-ZD2518-W 室外機：三菱 MUZ-ZD2518

(2) エアコン一式の新設（図1、図2）

指定した場所へ、エアコン室内機・室外機を設置し、動作に必要な配線・配管を行うこと。室外機は架台を据付したうえで配置固定し、防雪用フードを取付けること。

凍結防止のため寒冷地用ドレンキャップを取付けること。

また、室内機用の電源コンセントは設置する機種に適合するものとする。

設置するエアコン一式は以下の要件を満たす機種または同等の機能を有した機種を設置すること。

ア. 冷暖房が行なえること。

イ. 寒冷地対応品で厳冬期でも局舎内の温度を十分に保つことができるものであること。

ウ. 停電復旧時の自動復帰機能を有すること。

エ. 屋外機は十分な塩害対策が施されていること。

・室内機：三菱電機製 MSZ-KXV2225E-W-IN（または左記同等品）

（単相100V用 能力：冷房2.2kW 暖房2.8kW）

但し、施工時に停電時の自動復帰機能を付与すること。

・室外機：三菱電機製 MUZ-KXV2225E（または左記同等品）

・防雪用フード：製造者の標準仕様とする。

・室外機用架台：製造者の標準仕様とする。

・配管用部材等：製造者の標準仕様とする。

(3) エアコン動作確認

エアコン設置完了後、動作試験を行い正常に動作することを確認すること。また、ブレーカを断にして擬似的に停電を発生させ、ブレーカ投入・復電後の自動運転再開を確認すること。

(4) 撤去した既設エアコン、不要となった部材等は受注者において適法に処分すること。

作 業 日 報					検 査 職 員		監 督 職 員	
令和 年 月 日 曜日				天 候				
契約件名					会社名等			
作業時間		時 分～ 時 分			作 業 責 任 者			
作業 場所		作業 人員	技術者 名		工数	技術者 人時		進捗率 %
			労務者 名			労務者 人時		
作業内容								
打合せ事項								
材料等の搬入状況								
翌日の予定								



写真 1. 既存室内機①



写真 2. 既存室内機②



写真 3. 既存室内機用コンセント



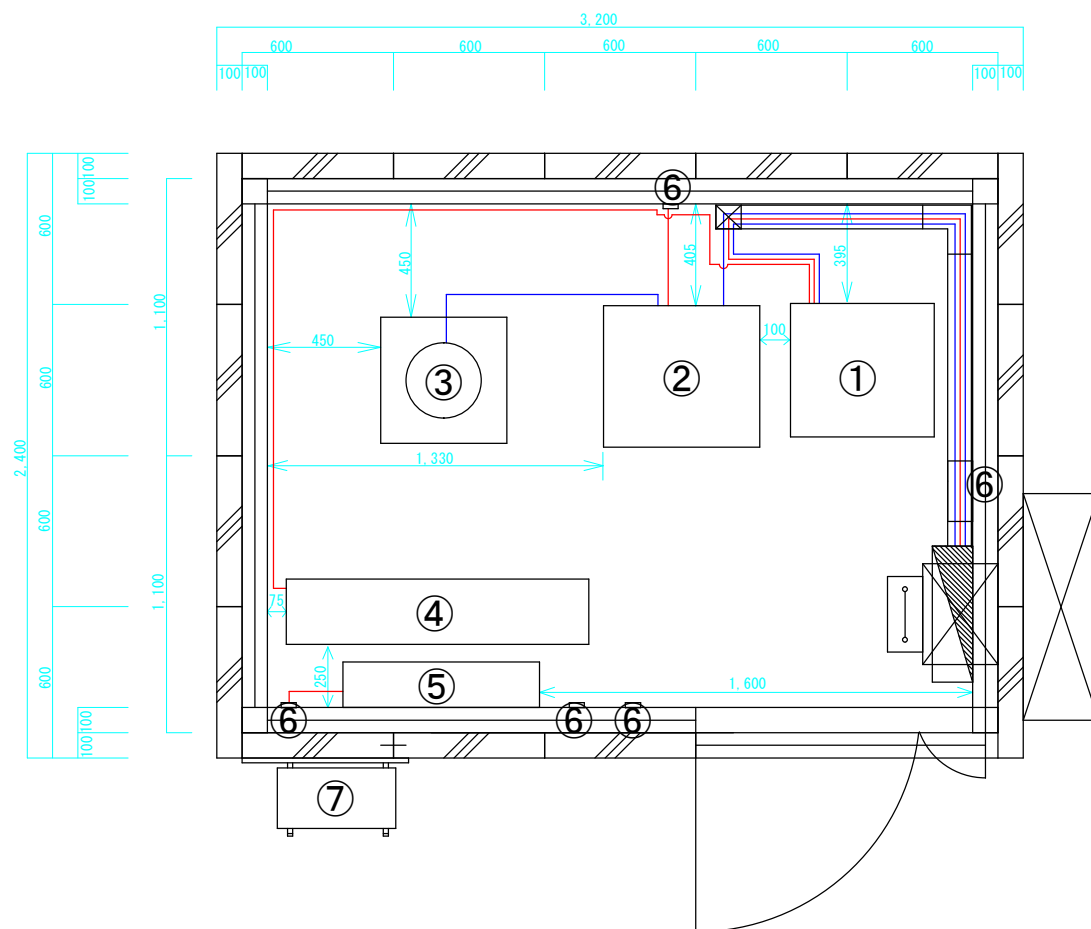
写真 4. 既存室外機①



写真 5. 既存室外機②



写真 6. 既存室外機③



○主な撤去器材の詳細（室内）

室内機

配管及び固定具等（コンセントBOXは撤去しないこと）

リモコン

○主な新設器材の詳細（室内）

室内機

配管及び固定具等

リモコン

※注意事項

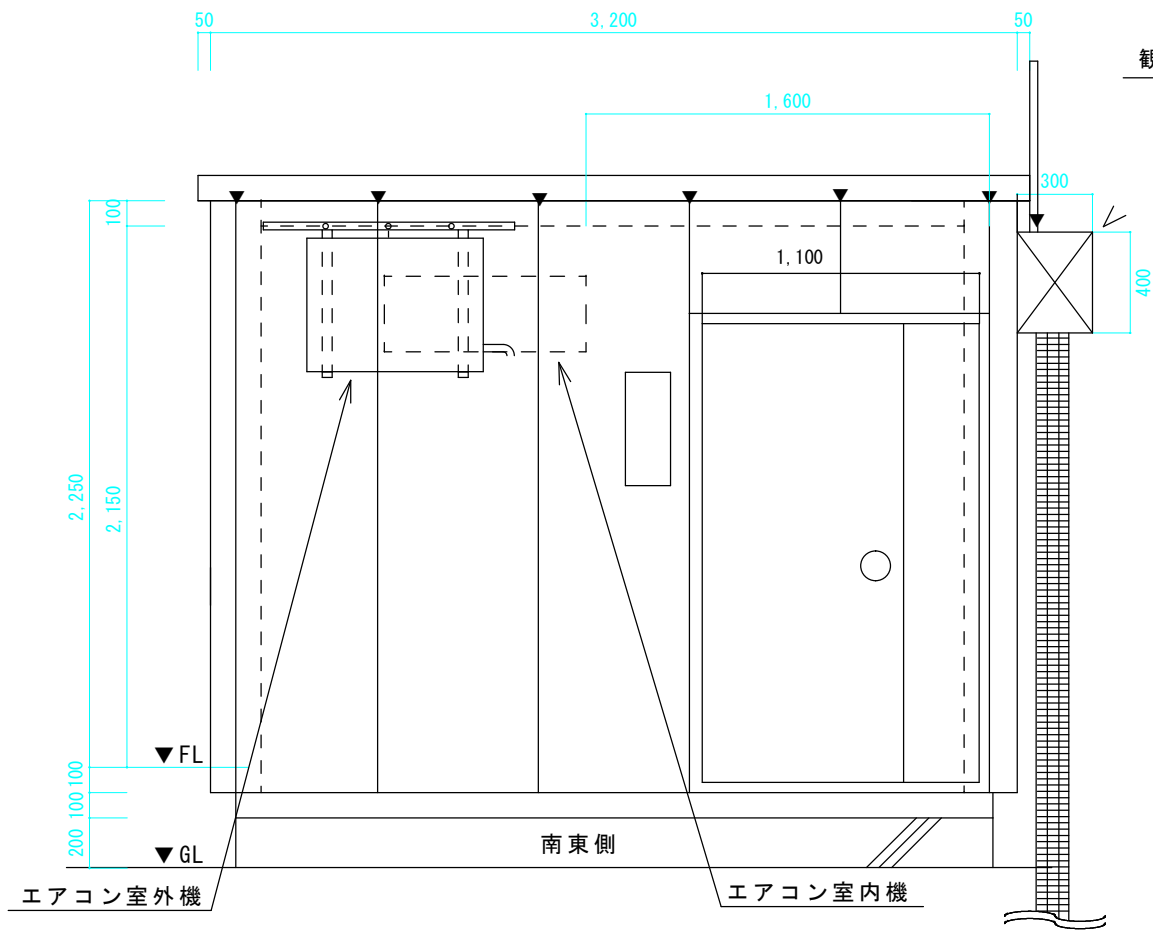
○固定具等の撤去により生じた壁穴は埋塞・補修のうえ、防水加工を施すこと。

○室内は精密機械及び地震計が設置されているため、振動や器材の移動などには十分注意すること。

- ①10型地上気象観測装置
- ②計測震度計処理部
- ③計測震度計感部
- ④10型地上気象観測装置用バッテリー
- ⑤エアコン室内機
- ⑥コンセント
- ⑦エアコン室外機

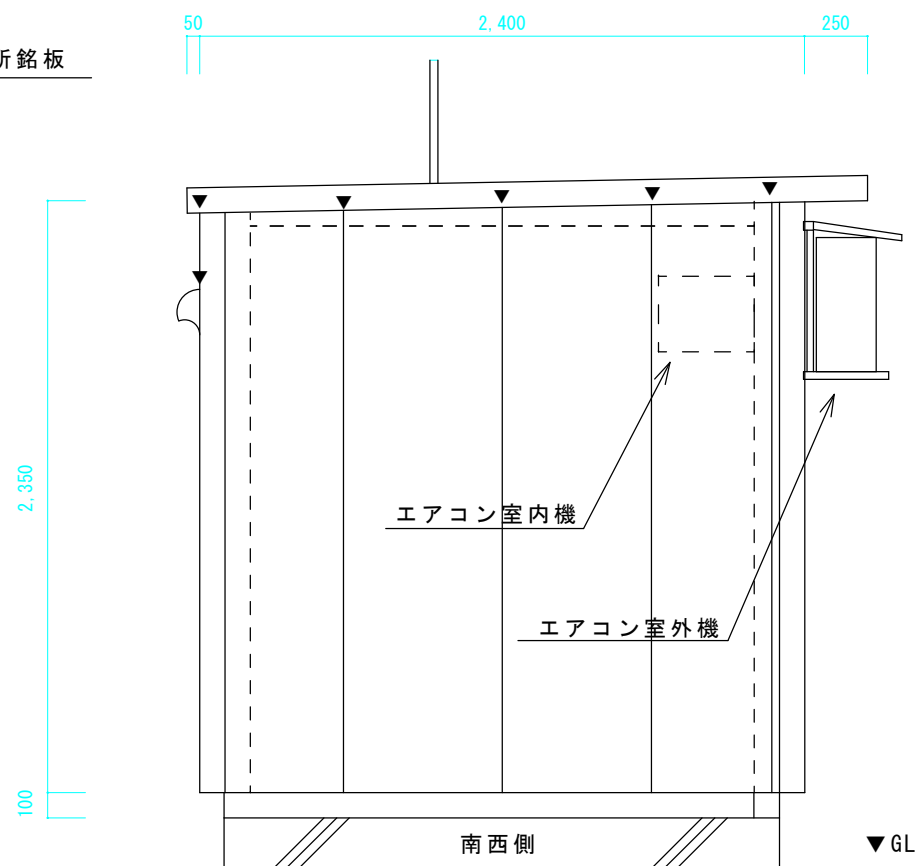
羽幌特別地域気象観測所	図1
局舎平面図	
旭川地方気象台	S=1/30

室内側面図



屋外側面図

観測所銘板



○主な撤去器材の詳細（室内）

- 室内機
- 配管及び固定具等（コンセントBOXは撤去しないこと）
- リモコン

○主な新設器材の詳細（室内）

- 室内機
- 配管及び固定具等
- リモコン

※注意事項

- 固定具等の撤去により生じた壁穴は埋塞・補修のうえ、防水加工を施すこと。
- 室内は地震計や気象計などの精密機械が設置されているため、器材の衝突や振動の発生などには十分注意すること。

○主な撤去器材の詳細（屋外）

- 室外機
- 配管及び固定具等
- ドレンホース・ドレンキャップ等室外機付属品
- 架台及び日除けカバー等

○主な新設器材の詳細（屋外）

- 室外機
- 配管及び固定具等
- ドレンホース・ドレンキャップ等室外機付属品
- 架台及び防雪フード等

羽幌特別地域気象観測所	図2
局舎立面図	
旭川地方気象台	S=1/30